

吾妻山の噴火警戒レベル判定基準

平成 30 年 3 月 29 日

| レベル | 当該レベルへの引き上げの基準 | 当該レベルからの引き下げの基準 |
|-----|---|---|
| 5 | <p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融雪型火山泥流が居住地域まで到達または切迫している場合 | <p>居住地域への影響の可能性が低くなった場合。</p> <p>積雪が減少して、融雪型火山泥流が居住地域まで到達する可能性が低くなった場合はレベル4、可能性がなくなった場合はレベル3に引き下げる。</p> |
| 4 | <p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融雪型火山泥流が発生し、居住地域まで到達する可能性がある場合 <p>【居住地域の近く（火口から概ね 4 km 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>レベル2の現象が発生している中で、いずれかの現象が観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山性地震や火山性微動の更なる急増および規模（振幅）の増大（レベル2の基準よりも振幅大、あるいは急激に増加） ・山体の急激な膨張を示す地殻変動が観測された場合（レベル2よりも規模大） ・火映現象が観測されるなど熱活動の更なる活発化が見られた場合 <p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火後の噴出物の調査で、新鮮なマグマの関与を示す調査結果が得られ、マグマ噴火の可能性があり、レベル3への引き上げが必要と判断した場合 ・レベル2相当の噴火が断続的に発生し、さらに規模の大きな噴火の可能性があると判断した場合 <p>【居住地域の近く（火口から概ね 4 km 以内）まで重大な影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな噴石が火口から概ね 1.5km を超えて飛散した場合（推定を含む） | <p>左記の基準を満たす現象が終息、または発生の可能性が低くなった場合</p> <p>地震活動がレベル2以下の状態に戻り、地殻変動、噴気活動、熱活動に活発化の傾向がみられない場合。</p> <p>なお、レベル2に下げた後に活発化傾向に転じたことがわかった場合は、レベル3に上げる基準に達していなくてもレベル3に戻す。</p> |
| 2 | <p>【火口周辺（火口から概ね 1.5km 以内）に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次の現象のいずれか複数が観測された場合（現象が顕著な場合は、単独の現象でも引き上げることがある）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山性地震が増加した場合（100 回以上 / 24 時間）または火口付近浅部を震源とする規模の大きい火山性地震が複数回発生した場合 ・低周波地震が増加した場合（前 30 日の総数 40 回以上） ・火山性微動（微小なものを除く）が発生した場合 ・山体の膨張を示す明瞭な地殻変動が観測された場合 ・活発な噴気活動（高さ 300m 以上の噴煙（白色）を連日観測） 地熱噴気地帯の拡大、または顕著な地温の上昇など熱活動の活発化 <p>2</p> <p>【火口周辺（火口から概ね 1.5km 以内）に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな噴石が火口から概ね 1.5km を超えない範囲に飛散した場合（推定を含む） | <p>地震活動が活動活発化前の状態に戻り、地殻変動、噴気活動、熱活動に活発化の傾向がみられない（低周波地震については概ね 10 日、火山性微動及び噴気活動については概ね 1 か月経過）場合。</p> <p>なお、レベル1に下げた後に活発化傾向に転じたことがわかった場合は、レベル2に上げる基準に達していなくてもレベル2に戻す。</p> |

- ・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・「融雪型火山泥流の可能性」は積雪量と噴火の影響の範囲を勘案して判断する。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って引き上がるとは限らない（引き下げるときも同様）。
- ・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合（例えばレベル1の状況において、噴気活動の活発化やレベル2の基準に達しない程度の地震活動の活発化等）などには、臨時の「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況の解説や警戒事項をお知らせする。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。